

議案第55号資料

鶴ヶ島市職員の定年等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2並びに第28条の6第1項及び第2項の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p>第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、職員の給与に関する条例（昭和41年条例第21号）第7条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。</p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、<u>年齢60年</u>とする。</p> <p><u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> <p>第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この条において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、<u>法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちで</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項及び第2項</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。</p>

きる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等すること。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第8条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

（雑則）

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行

附 則

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。

する。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）

（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、

<p>当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p>

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条第1項において「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）とする。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第10条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、鶴ヶ島市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第12号。次項において「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条第1項において「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）とする。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第10条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、鶴ヶ島市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第12号。次項において「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2～3 略</p>

鶴ヶ島市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超え</p>

を超えない期間につき1週間当たり15時間30分を下らず、31時間を超えない範囲内において、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、規則の定めるところにより勤務時間を割り振るものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間において、勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(年次休暇)

第12条 年次休暇は、一の年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)～(3) 略

2～3 略

ない期間につき1週間当たり15時間30分を下らず、31時間を超えない範囲内において、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、規則の定めるところにより勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間において、勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(年次休暇)

第12条 年次休暇は、一の年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)～(3) 略

2～3 略

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	現 行
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用された職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により任用された職員を除く。）</p> <p>(2) 非常勤職員（地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>の規定により任用された職員を除く。）</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用された職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により任用された職員を除く。）</p> <p>(2) 非常勤職員（地方公務員法<u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項</u>の規定により任用された職員を除く。）</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

鶴ヶ島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改正後	現 行
<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）に係る次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）に係る次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>